松前町立松前病院修学資金貸付のお知らせ

松前病院では、看護師不足を解消するために、松前病院に必要な看護師を育成し、勤務していただくことを目的に、修学資金を貸し付けします。

■対象者
看護師の学校及び養成所に在学している方、またはこれから入学する方

■貸付金額
月額　8万円以内

■貸付期間
学校及び養成所に在学する期間

◎貸し付けを希望する方は、町立松前病院事務局へ申請してください。（随時受け付けております）
なお、申請用紙などは松前病院にあります。

問　町立松前病院事務局
☎42－2515

奨学資金を希望する皆さまへ

町では、平成25年度奨学資金の借り受け希望者を次のとおり募集します。

■対象者
今年の4月から高等学校、高等専門学校に進学する方または在学している方

■貸付決定
学業成績や町税納入状況などにより選定

■貸付金額
月額　1万2千円以内

■貸付期間
平成25年4月
～平成26年3月

■償還方法
学校を卒業（または退学）した翌年から年2回、10年以内に償還

◎奨学資金の借り受けを希望する方は、3月29日（金）までに教育委員会学校教育課へ申請してください。
今年度貸し付けを受けている方も、1年ごとの申請が必要です。
なお、申請用紙は教育委員会、町内各中学校、松前高等学校にあります。

問　教育委員会学校教育課
☎42－3060

函館弁護士会による無料法律相談所開設

函館弁護士会では、毎月一回、無料法律相談所を開設しています。
金銭関係、不動産関係、家事関係など法律上の問題でお困りの方は、ぜひご利用ください。
なお、相談を希望される方は、事前に函館弁護士会までご連絡願います。
（予約制先着順）

■実施日（2月～3月分）
・2月1日（金）
・3月1日（金）

■実施時間
午後1時～4時

■会場　町民総合センター

申込・問　函館弁護士会
☎0138－41－0232

人権擁護委員の委嘱について

人権擁護委員は、各地域の人権に関する悩みなどを函館地方法務局と連携を取りながら相談を受け住民をサポートする職務です。
このたび、平成25年1月1日付けで、法務大臣より**平石浩道**氏（江良）が人権擁護委員として、再び委嘱されましたのでお知らせします。

“不法投棄ゼロ”結成宣言

絶対やめましょう
不法投棄は犯罪です

不法投棄の巡回監視を行っています

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
不法投棄をした場合は、5年以下の懲役若しくは1000万円（法人は3億円）以下の罰金に処し、又これを併科する。

松前町・北海道